

30 国際第 1285 号

関税割当公表第 83 号の 2

平成 31 年度の調製食用脂の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令(昭和 40 年農林省令第 13 号)第 6 条の規定に基づき、調製食用脂(関税率表第 04.05 項の物品の含有量が全重量の 30%を超え 70%以下のものに限る。)の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成 31 年 4 月 1 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品 調製食用脂

2 割当数量

(1) ニュージーランドを原産地とするもの 11,550 トン

(2) その他のもの 7,427 トン

合 計 18,977 トン

3 通関期限 平成 32 年 3 月 31 日

第 2 その他

その他関連事項に関しては、平成 31 年度の調製食用脂の関税割当てについて(平成 31 年 3 月 8 日付け 30 国際第 1218 号関税割当公表第 83 号)による。